群馬県訪問看護ステーション連絡協議会会則

（名　称）

第１条　この会は、群馬県訪問看護ステーション連絡協議会（以下「協議会」という。）という。

（趣　旨）

第２条　この会は、訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）相互の意志疎通を図り、訪問看護事業の円滑なる運営と整備拡充、群馬県民の保健福祉の向上に寄与することを目的とする。

（事　業）

第３条　この会は、次の事業を行う。

（１）会員の研鑽のための活動

（２）訪問看護推進のための活動

（３）その他この会の目的達成のための活動

（事務所の所在地）

第４条　この会の事務は、会長の所属施設において行う。

（組　織）

第５条　この会は、群馬県内のステーションをもって構成する。

（会　員）

第６条

　正会員　　協議会の趣旨に賛同して入会したステーションをもって会員とする。

特別会員　訪問看護事業に従事する者、又は、訪問看護に関して学識経験を有する者で協議会の目的に賛同して入会した団体及び個人。

（役員）

第7条　この会に次の役員をおく

　　　　会　長　1名

　　　　副会長　2から3名

　　　　理　事　各支部から2名

監　事　1から2名

（役員の選任）

第８条　役員は、総会において正会員であるステーションの管理者または看護職である代表者および特別会員の中から選任する。

（役員の任期）

第９条　役員の任期は２年とする。但し、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

　　２　役員は、再任されることができる。

　　３　役員は、辞任した場合又は任期終了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

（役員の任務）

第10条　この会の役員の任務は次のとおりとする。

　　２　会長は会を代表し、会務を統括する。

３　副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

　　４　理事は会の企画・運営その他会務の執行にあたる。

　　５　監事はこの会の経理を監査する。

（顧　問）

第11条　この会に顧問をおくことができる。

　　２　顧問は、この会に功労ある者又は学識経験ある者の中から役員会の承認を経て会長が委嘱する。

　　３　顧問は、会議に出席し意見を述べることができる。但し、表決に加わることはできない。

（世話人）

第12条　県下のステーションの円滑な運営を図るための連絡調整推進役として、群馬県医師会の担当理事および群馬県看護協会の担当理事を世話人とする。

２　世話人は会議に出席し意見を述べることができる。また、会計監査の任に就くことができる。

（総会）

第13条　この会の総会は年度初めに開催する。

２　総会は、会長が招集し、議長には会長があたる。

３　総会の議事は、出席会員（ステーション単位）の過半数の同意をもって決する。

４　必要に応じて臨時総会を開催することができる。

（総会の議決事項）

第14条　次の事項は、総会の議決を経なければならない。

イ　事業計画及び予算

ロ　事業報告及び決算

ハ　会則の変更

ニ　その他、この会の業務執行にあたって必要な事項

（役員会）

第15条　役員会は第7条に定める者をもって構成し、必要に応じて開催することができる。なお、会長が必要と認めた場合は、顧問、世話人も出席できる。

２　役員会は、会長が招集し、議長には会長があたる。

３　役員会は、総会に提出する議案の審議その他本会業務、執行に関する事項を処理する。

（地区支部）

第16条　この会に、第２条に規定する目的を達成するため、次の地区支部を置く。

1. 東支部
2. 南支部
3. 北支部
4. 西支部

（会計）

第17条　協議会の会計は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

２　会員は年会費として、１ステーション単位で額については役員会に諮り議決する。

　　３　会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（会費）

第18条　会費は1ステーションにつき年額10,000円とし、途中入会のステーションも同額とする。

附　則

　　　　この会則は、平成９年８月２日から施行する。

平成２５年５月１８日一部改正。

　　　　令和元年６月８日一部改正。

令和３年９月１日一部改正。

令和５年６月１７日一部改正